

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成31年4月18日(2019.4.18)

【公開番号】特開2019-7027(P2019-7027A)

【公開日】平成31年1月17日(2019.1.17)

【年通号数】公開・登録公報2019-002

【出願番号】特願2018-198324(P2018-198324)

【国際特許分類】

C 0 9 J 7/26 (2018.01)

C 0 9 J 7/38 (2018.01)

C 0 9 J 133/00 (2006.01)

【F I】

C 0 9 J 7/26

C 0 9 J 7/38

C 0 9 J 133/00

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月5日(2019.3.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

架橋ポリオレフィン樹脂発泡シートと、前記架橋ポリオレフィン樹脂発泡シートの少なくとも片面に積層一体化された粘着剤層とを有する電子機器用粘着シートであって、前記粘着剤層は、リビングラジカル重合により得られた分子量分布(M_w/M_n)1.05~2.5のアクリル系ポリマーと、ロジン系粘着付与樹脂とを含有し、前記アクリル系ポリマーは、アルコール性水酸基を有し、前記ロジン系粘着付与樹脂は、水酸基価が25~55であり、前記アクリル系ポリマー100重量部に対する含有量が5~40重量部であり、前記架橋ポリオレフィン樹脂発泡シートの厚みが10~500μmであることを特徴とする電子機器用粘着シート。

【請求項2】

アクリル系ポリマーは、エチルアクリレート成分を5~30重量%含有することを特徴とする請求項1記載の電子機器用粘着シート。

【請求項3】

アクリル系ポリマーの重量平均分子量が45万以上であることを特徴とする請求項1又は2記載の電子機器用粘着シート。

【請求項4】

ロジン系粘着付与樹脂の含有量が、上記アクリル系ポリマー100重量部に対して5重量部以上であることを特徴とする請求項1、2又は3記載の電子機器用粘着シート。

【請求項5】

粘着剤層はテルペン系粘着付与樹脂を更に含有することを特徴とする請求項1、2、3又は4記載の電子機器用粘着シート。

【請求項6】

アクリル系ポリマーを構成するラジカル重合性モノマー中の(メタ)アクリル酸エステルの含有量が50重量%以上であることを特徴とする請求項1、2、3、4又は5記載の電

子機器用粘着シート。

【請求項 7】

アクリル系ポリマーを構成するラジカル重合性モノマー中の（メタ）アクリル酸の含有量が 0.1 重量%以上であることを特徴とする請求項 1、2、3、4、5 又は 6 記載の電子機器用粘着シート。

【請求項 8】

粘着剤層のゲル分率が 3 重量%以上であることを特徴とする請求項 1、2、3、4、5、6 又は 7 記載の電子機器用粘着シート。

【請求項 9】

表示画面のサイズが 8 インチ以上の表示装置における接合固定のために使用されることを特徴とする請求項 1、2、3、4、5、6、7 又は 8 記載の電子機器用粘着シート。